

論点(記載に関する考え方) ▶「グリーンインフラ」とは ▶各計画との関係性 ▶改定に向けたヒント(講演内容)との関係

「グリーンインフラ」とは

- ▶ 横浜市中期4か年計画、横浜市地球温暖化対策実行計画
 - ▶ 自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市づくりを進めるための社会資本
- ▶ 横浜市都市農業推進プラン
 - ▶ 農地などの自然的環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市づくりを進めるための社会資本
- ▶ グリーンインフラ推進戦略 (2019)
 - 社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの
 - → 横浜市環境配慮指針では、「グリーンインフラ」について、 「自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市づくりを進めるための社会資本」 とします。

配慮指針と本市各計画との関係性①

- ▶ 横浜市中期4か年計画
 - ▶ 花と緑にあふれる環境先進都市(戦略2)
 - ▶ グリーンインフラが有する多様な機能の活用検討・実践
 - ▶ 未来を創る強靭な都市づくり~災害に強い安全で安心な都市~ (戦略6)
 - ▶ 局地的な大雨等に強い都市づくり など
- ▶ 配慮指針(該当:赤字)
 - ▶ <u>基本的な配慮事項</u>:生物の生息生育環境の保全、景観機能、農地・樹林地、水とみどりの 環境形成に関する法令や条例、指針等
 - ▶ 本事業に係る配慮事項:グリーンインフラ新設、生物の生息生育環境の確保、生物多様性の保全と創造、ヒートアイランド現象の抑制、景観形成、環境施設帯、雨水の有効利用、地下水の涵養等



配慮指針と本市各計画との関係性②

横浜市環境管理計画

- ▶ 防災・減災の視点を入れた環境施策の推進
 - ▶ 生物多様性保全と同時に、浸水被害の軽減などにも資する公園整備や樹林地・農地の保全など、自然環境の持つ多面的機能を活用する「グリーンインフラ」の概念を活用した取組
- ▶ 気候変動への適応策としてのグリーンインフラの活用 など
- ▶ 配慮指針(該当:赤字)
 - ▶ <u>基本的な配慮事項</u>:生物の生息生育環境の保全、景観機能、農地・樹林地、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等
 - ▶ <u>本事業に係る配慮事項</u>: **グリーンインフラ新設**、生物の生息生育環境の確保、生物 多様性の保全と創造、ヒートアイランド現象の抑制、景観形成、環境施設帯、雨水 の有効利用、地下水の涵養等

配慮指針と本市各計画との関係性③

▶ 横浜市みどりアップ計画

- ▶ 防災・減災に資する機能をはじめ、生物多様性を保全する機能、ヒートアイランド 現象の緩和など都市環境を保全する機能、豊かな水環境形成につながる雨水貯留・ かん養機能や、美しい街をつくる景観形成機能など、緑には多様な機能
- ▶ 配慮指針(該当:赤字)
 - ▶ <u>基本的な配慮事項</u>:生物の生息生育環境の保全、景観機能、農地・樹林地、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等
 - ▶ <u>本事業に係る配慮事項</u>: **グリーンインフラ新設**、生物の生息生育環境の確保、生物 多様性の保全と創造、ヒートアイランド現象の抑制、景観形成、環境施設帯、雨水 の有効利用、地下水の涵養等



配慮指針と本市各計画との関係性④

横浜市下水道事業中期計画

- ▶ 地震や大雨に備える防災・減災(雨水浸透ます、雨水貯留タンクの設置促進)
- 公園、樹林地、農地など様々な自然環境が持つ多様な機能に着目したグリーンイン フラを活用し、浸水対策の強化と地下水のかん養など良好な水循環を再生 など
- ▶ 配慮指針(該当:赤字)
 - ▶ <u>基本的な配慮事項</u>:生物の生息生育環境の保全、景観機能、<mark>農地・樹林地、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針</mark>等
 - ▶ <u>本事業に係る配慮事項</u>: **グリーンインフラ新設**、生物の生息生育環境の確保、生物 多様性の保全と創造、ヒートアイランド現象の抑制、景観形成、環境施設帯、<mark>雨水</mark> の有効利用、地下水の涵養等

配慮指針と本市各計画との関係性⑤

横浜市都市農業推進プラン

- ▶ 農業や農地の持つ生物多様性の保全、雨水貯留による洪水の抑制、ヒートアイランド現象の緩和等
- ■配慮指針(該当:赤字)
 - ▶ 基本的な配慮事項:生物の生息生育環境の保全、景観機能、農地・樹林地、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等
 - ▶ 本事業に係る配慮事項:グリーンインフラ新設、生物の生息生育環境の確保、生物 多様性の保全と創造、ヒートアイランド現象の抑制、景観形成、環境施設帯、雨水 の有効利用、地下水の涵養等



配慮指針と本市各計画との関係性⑥



- 横浜市地球温暖化対策実行計画
 - ▶ 将来像:気候変動の影響に適応しているまち
 - ▶ 中期的な重点施策:グリーンインフラを活用した取組 ~気候変動に適応した浸水対策等の推進→
 - ▶ これまでのハード整備に代表されるいわゆるグレーインフラに加え、グリーンインフラ(樹林地、農地、河川、 街路樹などの様々な自然環境が持つ多様な機能)を活用した取組を、関係各局が相互連携の視点を持ち、横断 的かつ戦略的に進めます。
- ▶ 配慮指針(該当:赤字)
 - ▶ 基本的な配慮事項: 生物の生息生育環境の保全、景観機能、農地・樹林地、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等
 - ▶ <u>本事業に係る配慮事項</u>: **グリーンインフラ新設**、生物の生息生育環境の確保、生物多様性の保全と創造、ヒートアイランド現象の抑制、景観形成、環境施設帯、雨水の有効利用、地下水の涵養等

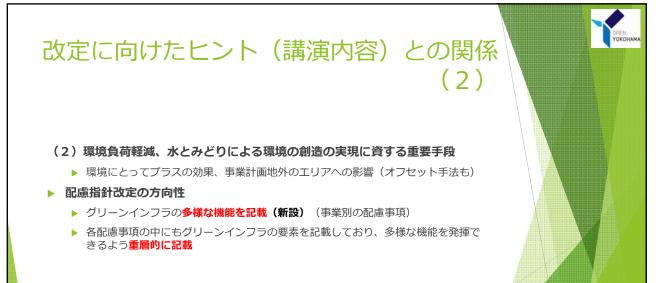
改定に向けたヒント(講演内容)との関係 (1)



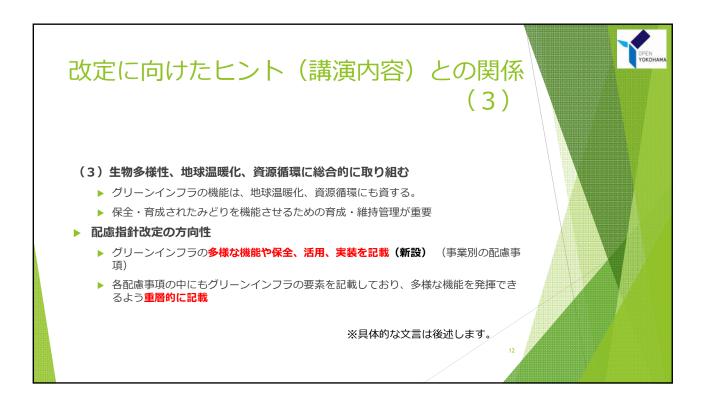
グリーンインフラ追記の観点(4つ)

- (1) 道しるべを示すもの
 - ▶ 「グリーンインフラ」の明記(重要)、機能発揮の条件整備
- 配慮指針改定の方向性
 - ▶ 「グリーンインフラ」を明記 (新設) (事業別の配慮事項)
 - ▶ 各配慮事項の中にもグリーンインフラの要素を記載しており、多様な機能を発揮できるよう重層的に記載

※具体的な文言は後述します。



※具体的な文言は後述します。



改定に向けたヒント(講演内容)との関係 (4)



(4)総合的にグリーンインフラの技術を読み取れるようにする

▶ 現行配慮指針にも記載あり、個別だけでなく総合的に機能の発揮を目指す

配慮指針改定の方向性

- ▶ グリーンインフラの多様な機能を記載(新設) (事業別の配慮事項)
- ▶ 各配慮事項の中にもグリーンインフラの要素を記載しており、多様な機能を発揮できるよう重層的に記載

※具体的な文言は後述します。

10

改定案 (事務局)



配慮指針(本編)事業別の配慮事項「本事業に係る配慮事項」において、

「(5) 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用、実装を図るとともに、雨水の有効利用に努める。」

を新設。

- ▶ ただし、「7 公有水面の埋立て」は除きます。
- ▶ また、「4 廃棄物処理施設の建設」では、「・・・実装を図る。」とします。
- ▶ なお、「雨水」については、文言整理の一環であり記載箇所を廃棄物関係から移設します。



地球温暖化対策

- 1 脱炭素化の実現
- 2 再生可能エネルギーの活用
- 3 低炭素電気選択の促進

1

1 脱炭素化の実現



平成30年(2018年)10月に改定した横浜市地球温暖化対策実行計画では、「2050年までの温室効果ガス実質排出ゼロ(脱炭素化)の実現」を本市の温暖化対策の目指す姿(ゴール)としています。



脱炭素化の実現 1



脱炭素化の実現に向けた取組を推進するため、次のとおり改定します。

【改定案】《別記》事業別の配慮事項(基本的な配慮事項)・対象となる事業の分類:全10事業

現行

改定案

(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっ (1)計画地の選定や施設配置等の検討に当たっ ては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、 周辺環境への影響を少なくする。「横浜市環境 管理計画(生物多様性横浜行動計画)|等に基 づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等「づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等 を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林 地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の「地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の 分断、改変を避ける。また、<u>低炭素型まちづく</u> りを進めるため、「横浜市地球温暖化対策実行 計画|等に基づき、温室効果ガスの排出<mark>削減</mark>を 事業のあらゆる場面で実施するように計画段階 あらゆる場面で実施するように計画段階から検 から検討する。

ては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、 周辺環境への影響を少なくする。「横浜市環境 管理計画(生物多様性横浜行動計画) | 等に基 分断、改変を避ける。また、<u>脱炭素化*の実現</u> に向けて、「横浜市地球温暖化対策実行計画」 等に基づき、温室効果ガスの排出抑制を事業の 討する。

※脱炭素化:温室効果ガスの排出と吸収のバランスにより、実質的に排出量をゼロ又はマイナス にすること

脱炭素化の実現



《本文》第4 計画段階配慮の検討手順

1 事業計画の立案

事業計画の立案に当たっては、事業の目的 環境負荷の低減、低炭素型まちづくりや生物 環境負荷の低減、脱炭素化※や生物の生息生 の生息生育環境の保全と創造を検討する。

1 事業計画の立案

事業計画の立案に当たっては、事業の目的 や必要性を整理し、本指針のほか、地球温暖「や必要性を整理し、本指針のほか、地球温暖 化対策、生物多様性などの環境に関する本市 化対策、生物多様性などの環境に関する本市 の最新の計画や指針、基準等を幅広く把握し、の最新の計画や指針、基準等を幅広く把握し、 育環境の保全と創造を検討する。

改定案

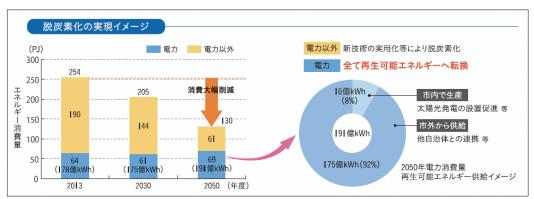
※脱炭素化:温室効果ガスの排出と吸収のバランスにより、実質的に排出量をゼロ又は マイナスにすること



2 再生可能エネルギーの活用

平成30年に改定した「横浜市地球温暖化対策実行計画」や「横浜市環境管理計画」では、バイオマス燃料などの再生可能エネルギーの導入拡大を温暖化対策の一つとして位置づけています。

(※バイオマス燃料の例:木質チップ、バイオディーゼル燃料等)



横浜市の温暖化対策/SDGs未来都市 Vol.8.1パンフレットより

5

2 再生可能エネルギーの活用



本市では大気汚染防止の観点から、<u>熱源・燃料は「電気又はガス」を使用</u>するよう指導してきましたが、温暖化対策の観点から、<u>バイオマス燃料の活用に対応するため</u>に「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則等」を改定し、排出基準等を設定しました。(令和2年4月施行)

<改定前> <改定後> 温暖化対策に資する ばいじん等の発生量がより 燃 少ない良質燃料 バイオマス燃料使用施設 の導入 ・都市ガス等 〇 料 ・バイオマス燃料 × に対応 バイオマス燃料に対応した 排ガス対策 固体燃料を使用した施設 に対する ・設備基準 排出基準 基準値が不十分 などの設定

生活環境保全推進ガイドライン年次報告書(2018年度実績)より



2 再生可能エネルギーの活用

現行の指針は熱源・燃料の使用を「電気又はガス」に制限していることから、 再生可能エネルギーの活用を促進するため、次のとおり改定します。ただし、 大気汚染防止に関するその他の事項については、引き続き配慮を求めます。

【改定案】《別記》事業別の配慮事項(本事業に係る配慮事項)

	(N) 1 EC//	于未加少品总于"A()	个,并未吃你的心思于久/	
		現行		改定案
熱源・	燃料は、	電気又はガスを使用で	<u>する。</u>	削除

・対象となる事業の分類:工場及び事業場等の建設、廃棄物処理施設の建設、下水道 終末処理場の建設

【参考】 大気汚染防止に関するその他の配慮事項

最新の技術を用いた低公害な設備の導入や、高効率の公害防止施設を設置することにより、 製造工程等で発生する大気汚染物質、水質汚濁物質、悪臭、有害化学物質、土壌汚染物質等を 抑制する。

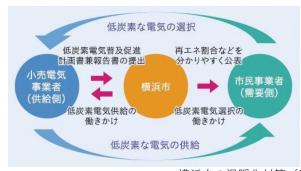
ばい煙発生施設を更新あるいは増設する場合には、窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじんの排出量(年間排出量)を極力現状以下にする。

7

3 低炭素電気選択の促進



- 脱炭素化を実現するためには、<u>二酸化炭素の排出量が少ない電気(低炭素電気)</u>を積極的に選択することが重要です。
- 平成28年(2016年)4月には、電気の小売全面自由化が開始されました。
- 令和元年度(2019年度) に創設した「横浜市低炭素電気普及促進計画書制度」により、<u>市内に供給する小売電気事業者の排出係数等の情報が公</u>表されるようになりました。



≪横浜市低炭素電気普及促進計画書制度≫

- ・横浜市内に供給する「電気の低炭素化」と、 市民・事業者による「低炭素な電気の選択」の 促進を目的として整備。
- ・小売電気事業者は、温室効果ガス排出抑制の 計画や実施内容等(排出係数、再生可能エネル ギー導入率等)を市へ報告。
- ・横浜市は、小売電気事業者の取組内容を公表。

横浜市の温暖化対策/SDG s 未来都市 Vol.8.1パンフレットより



3 低炭素電気選択の促進

事業者への低炭素電気の選択を促すため、次のとおり改定します。

【改定案】《別記》事業別の配慮事項(本事業に係る配慮事項)

建設資材や設備等の確保に際しては グリーン購入を図る<u>とともに、調達が</u> 可能な場合はグリーン電力の導入に努 める。 使用する電気は低炭素電気※を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。

・対象となる事業の分類:工場及び事業場等の建設、廃棄物処理施設の建設、 下水道終末処理場の建設、飛行場の建設、高層建築物の建設、運動施設・レク リエーション施設等の建設、開発行為等に係る事業

※低炭素電気:再生可能エネルギーなどを活用し、電気の供給に伴い排出される 二酸化炭素の量が少ない電気